給水装置所有（使用）者変更届

美馬市長　殿

美馬市水道条例第１６条第２項（１）号及び（２）号の規定により、次のとおりお届けします。

届　出　日　　令和　　年　　月　　日
届出者住所
届出者氏名
連　絡　先

給水装置設置場所	美馬市［美馬町・穴吹町／脇町・木屋平］　　番地 （アパート名・部屋番号） 号室
水　栓　番　号	
変　更　年　月　日	令和　　年　　月　　日
変　更　内　容	１　所有者及び使用者の変更 ２　所有者のみの変更 ３　使用者のみの変更 ４　その他（　　）
変　更　理　由	１　売買　　２　相続 ３　競売　　４　賃貸解除 ５　譲渡　　６　賃貸開始 ７　その他（　　）
新所有（使用）者	住　所 ふりがな 氏　名 電話番号　　－　　－
旧所有（使用）者	住　所 ふりがな 氏　名 電話番号　　－　　－

※ 売買・競売・譲渡による変更の場合は、売買契約書または登記簿謄本の写しを添付すること。